

身体的拘束最小化について

当院は、患者さん一人ひとりの尊厳と安全を守るため、病院全体で、原則として身体的拘束を行わない組織風土を醸成し、身体的拘束の最小化に取り組みます。

身体的拘束は、患者さんの自由を制限する行為であり、身体的・精神的な苦痛や、二次的な身体障害につながる可能性があります。そのため、当院では、身体的拘束を安易に実施することなく、まずは代替方法の検討、環境調整、見守り体制の工夫、多職種によるケアの検討を行います。

やむを得ず身体的拘束を実施する場合には、切迫性・非代替性・一時性を慎重に確認し、患者さんまたはご家族への説明と同意、実施内容の記録、解除に向けた検討を適切に行います。

また、身体的拘束を実施した場合であっても、漫然と継続することなく、少なくとも1日1回は解除に向けた検討を行い、可能な限り速やかに解除できるよう努めます。

当院は、職員一人ひとりが身体的拘束最小化の意義を理解し、患者さんが安心して療養できる医療環境を整えるため、研修、委員会活動、チームによる検討を通じて、継続的に身体的拘束の最小化を推進します。

令和8年5月1日

医療法人 八木厚生会 八木病院 院長

